

## 答 申

### 1. 審査会の結論

武蔵野市長（以下「実施機関」という。）は、本市が株式会社テクノジャパン（以下「テクノジャパン」という。）との間で平成7年12月11日及び平成8年4月1日にそれぞれ締結した焼却残灰（資源化）輸送業務委託契約（以下「本件各契約」という。）に関して平成8年6月25日付の公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において非開示とした委託単価の部分を開示すべきである。

### 2. 異議申立ての趣旨

異議申立人は、武蔵野市情報公開条例（以下「条例」という。）第8条に基づき、平成8年6月11日実施機関に対し、本件各契約に係る契約書の開示を請求したが、実施機関は、同月25日、委託単価の部分を非開示とする本件決定を行った。これに対して、異議申立人は、非開示部分は、本件各契約の相手方たるテクノジャパンに不利益を与える内容の情報ではないとして、同年7月8日本件異議申立てを行ったものである。

### 3. 実施機関による本件決定の理由説明要旨

実施機関による本件決定の理由説明の要旨は、次の通りである。

委託単価を開示すれば、本件各契約の相手方に、同業他社との価格の競争上の問題、他の発注者との均衡の問題など、今後の営業活動に重大な影響が生ずる。したがって、本件決定が非開示とした部分は、条例第11条第3号本文にいう「開示することにより、当該法人等...の競争上又は事業運営上の地位.....が損なわれると認められる」情報に当たる。

### 4. 判断の理由

実施機関は、本件決定が非開示とした部分を開示すると、本件各契約の相手方であるテクノジャパンの競争上又は事業運営上の地位が損なわれると説明するので、この点について検討する。

条例第11条第3号本文にいう「開示することにより、当該法人等.....の競争上又は事業運

営業上の地位……が損なわれると認められる」情報とは、主として、ノウハウその他の営業秘密を意味し、価格、とりわけ当該法人等の日常的業務として締結される契約の価格までも含むものではないと解されるが（交際費に係る債権者の請求書であって金額等が記載されているものについて、平成6年1月27日最高裁判決・民集48巻1号53頁参照）、価格の設定そのものが当該法人等にとっても営業秘密に準ずる意義をもつような特段の事情がある場合には、価格自体も同号によって開示しないことができる情報に含まれることがあると考えられる。

しかし、本件で問題となっている委託単価は、そうした情報に当たるとは解されない。すなわち、テクノジャパンは、平成8年10月2日付の「焼却残灰（資源化）輸送業務委託契約書の開示請求について（お願い）」のなかで、本件委託単価を開示しないよう当審査会に対して要望しているが、その理由としては、再資源化事業については「同業他社との競争が予想され、過当競争によりリサイクル製品全般の品質低下を招来いたしかねない」ことを指摘するに止まり、現にいかなる競争関係が存し、委託単価を開示されることによっていかなる不利益を被るのかについて、なんら具体的な主張をしておらず、上記特段の事情の存在を窺うことはできないのである。また、ごみ焼却残灰を資源として再利用する事業者は、本件各契約において残灰の再利用を実施することが予定されている株式会社エスエヌシー研究所のほかには一社が存在するにすぎず、事業の独占性が強いから、本件委託単価が開示されることによってテクノジャパンの競争上又は事業運営上の地位が損なわれるとは考えにくい。さらに、テクノジャパンの顧客は本市をはじめとする多摩地区の自治体であるが、これら顧客との間で、委託単価を開示しない旨の特約を結ぶなど、価格を営業秘密に準ずるような意義をもつものとしてその秘密性を管理しているものとも認められない。

以上の次第で、本件決定が非開示とした部分は、条例第11条第3号本文に基づいて開示しないことができる情報に当たらないと解されるので、実施機関は、これらを速やかに開示すべきである。

## 5 審査の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成8年8月30日	諮 問
平成8年9月12日	審 議（第4期第2回審査会）
平成8年9月30日	異議申立人より意見書受理
平成8年10月2日	業者から理由書受理
平成8年10月11日	実施機関職員より説明聴取 審 議（第4期第3回審査会）
平成8年11月8日	審 議（第4期第4回審査会）